

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	3 - 関東 1 - 2
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 7 月 8 日
【会社名】	出光興産株式会社
【英訳名】	Idemitsu Kosan Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木藤 俊一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03 (3213) 3150
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理財務部長 尾沼 温隆
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03 (3213) 3150
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理財務部長 尾沼 温隆
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【今回の募集金額】	第15回無担保社債（5年債） 10,000百万円 第16回無担保社債（10年債） 10,000百万円 計 20,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2021年 6 月28日
効力発生日	2021年 7 月 6 日
有効期限	2023年 7 月 5 日
発行登録番号	3 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 200,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
3 - 関東 1 - 1	2021年 7 月 9 日	40,000百万円	-	-
実績合計額（円）		40,000百万円 (40,000百万円)	減額総額（円）	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 160,000百万円
(160,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	出光興産株式会社第15回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（トランジションボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.480％
利払日	毎年1月14日及び7月14日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2023年1月14日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月14日及び7月14日の2回に各その日までの前半が年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記「（注）10．元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2027年7月14日
償還の方法	<p>1．償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2027年7月14日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記「（注）10．元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2022年7月8日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2022年7月14日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	<p>1．当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第16回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（トランジションボンド）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合は、同法に基づき、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。</p> <p>2．当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>

財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。
----------------	--

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下「R & I」という。)からA(シングルA)の信用格付を2022年7月8日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ

(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I : 電話番号03(6273)7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき本社債の社債券は発行しない。

ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行わない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人

(1)当社は、株式会社三井住友銀行(以下「財務代理人」という。)との間に2022年7月8日付本社債財務代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。

(2)財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していない。

(3)当社が財務代理人を変更する場合には、当社は事前にその旨を本(注)第6項に定める方法により公告する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

(1)当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失する。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5銀行営業日以内に当社がその履行をしないとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の者の社債もしくは社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令を受け、又は解散(合併の場合を除く。)したとき。

(2)本項第1号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合には、当社はただちにその旨を本
（注）第6項に定める方法により公告する。

(3)期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実
の支払がなされた日又は本項第2号の公告をした日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の
日まで、別記「利率」欄所定の利率による経過利息をつける。

6. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電
子公告によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが
できない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれ
を掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 社債要項の変更

(1)本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）第4項第1号を除く。）の変更は、法令に定め
があるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議にかかる裁判所の認可を必
要とする。

(2)裁判所の認可を受けた本項第1号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとす
る。

8. 社債権者集会

(1)本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権
者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）第6項に定める方法により公告する。

(2)本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3)本社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額の合計額はこれに算入しな
い。）の10分の1以上に当たる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定め
る書面（本（注）第2項ただし書に基づき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券）を当社に提
示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者
集会の招集を請求することができる。

(4)本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の社債権者集会
は、一つの集会として開催される。本項第1号ないし第3号の規定は、本号の社債権者集会について準
用する。

9. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務
は、財務代理人がこれを取り扱う。

10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の
規則に従って支払われる。

11. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

2【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	6,000	1. 引受人は本社債の全額 につき、連帯して買取 引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は 各社債の金額100円に つき金40銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,000	
計	-	10,000	-

（2）【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

銘柄	出光興産株式会社第16回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（トランジションボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（%）	年0.879%
利払日	毎年1月14日及び7月14日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2023年1月14日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月14日及び7月14日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、半年に満たない利息を計算するときは、その半年間の日割でこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記「（注）10．元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2032年7月14日
償還の方法	<p>1．償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2032年7月14日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記「（注）10．元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2022年7月8日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2022年7月14日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	<p>1．当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第15回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（トランジションボンド）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合は、同法に基づき、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。</p> <p>2．当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>

財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。
----------------	--

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下「R & I」という。)からA(シングルA)の信用格付を2022年7月8日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まるとR & Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I : 電話番号03(6273)7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき本社債の社債券は発行しない。

ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行わない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人

(1)当社は、株式会社三井住友銀行(以下「財務代理人」という。)との間に2022年7月8日付本社債財務代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。

(2)財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していない。

(3)当社が財務代理人を変更する場合には、当社は事前にその旨を本(注)第6項に定める方法により公告する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

(1)当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失する。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5銀行営業日以内に当社がその履行をしないとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の者の社債もしくは社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令を受け、又は解散(合併の場合を除く。)したとき。

(2)本項第1号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合には、当社はただちにその旨を本（注）第6項に定める方法により公告する。

(3)期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は本項第2号の公告をした日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による経過利息をつける。

6. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 社債要項の変更

(1)本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）第4項第1号を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議にかかる裁判所の認可を必要とする。

(2)裁判所の認可を受けた本項第1号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

8. 社債権者集会

(1)本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集會を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）第6項に定める方法により公告する。

(2)本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3)本社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面（本（注）第2項ただし書に基づき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券）を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

(4)本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。本項第1号ないし第3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

9. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。

11. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

4【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	6,000	1. 引受人は本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,000	
計	-	10,000	-

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
20,000	100	19,900

(注) 上記金額は、第15回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（トランジションボンド）及び第16回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（トランジションボンド）の合計金額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額19,900百万円は、その全額を2025年6月末までに当社が策定したグリーン/トランジションボンド・フレームワークにおける適格クライテリア（別記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載します。）を満たすプロジェクトである、「CNXセンター化（SAF（持続可能な航空燃料）の製造・供給に関するプロジェクト）」、「電力・再生可能エネルギー」、「石炭火力発電に対する低炭素ソリューション」を中心としたプロジェクトへの新規投資及び既存投資のリファイナンスに充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、2050年カーボンニュートラルへ向けた取り組みの加速を目指し、グリーン/トランジションボンド・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）を策定しました。本フレームワークは独立した外部機関であるDNVビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社により「ICMAグリーンボンド原則2021」（注1）、「環境省グリーンボンドガイドライン2020年版」（注2）、「ICMAクライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック2020」（注3）及び「金融庁・経済産業省・環境省クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（2021年5月版）」（注4）との適合性に関するセカンド・パーティ・オピニオンを取得しており、当社は本フレームワークに基づき、トランジションボンドを発行します。

また、本社債は、経済産業省の「令和3年度クライメート・トランジション・ファイナンスモデル事業」（注5）のモデル事例として選定されています。

(注1) 「ICMAグリーンボンド原則2021」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド及びソーシャルボンド原則執行委員会により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

(注2) 「環境省グリーンボンドガイドライン2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に則した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインです。

(注3) 「ICMAクライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック2020」とは、グリーンボンド及びソーシャルボンド原則執行委員会の主導の下でクライメート・トランジション・ファイナンス・ワーキング・グループにより策定され、特に排出削減困難なセクターにおいて、トランジションに向けた資金調達を目的とした資金使途を特定した債券またはサステナビリティ・リンク・ボンドの発行に際して、その位置付けを信頼性のあるものとするために推奨される、発行体レベルでの開示要素を明確化することを目的としたハンドブックです。

(注4) 「金融庁・経済産業省・環境省クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（2021年5月版）」とは、クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブックとの整合性に配慮しつつ、特に排出削減困難なセクターにおけるトランジションへの資金調達手段として、その地位を確立し、より多くの資金の導入による我が国の2050年カーボンニュートラルの実現とパリ協定の実現に貢献することを目的に、金融庁・経済産業省・環境省が2021年5月に公表した基本指針です。

(注5) 「令和3年度クライメート・トランジション・ファイナンスモデル事業」とは、経済産業省が、トランジション・ファイナンスの普及に向け、モデル性が認められ、クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針への適合性が確認できたモデル事例について、情報発信及び適合性の評価にあたる費用の負担軽減を行う事業です。

1.1 出光興産について

1.1.1 出光興産グループ概要

当社グループは、出光興産と昭和シェル石油が統合し、2019年に現体制が発足、100年以上にわたってエネルギーの安定供給に尽力してきました。当社グループは、子会社155社、関連会社61社から構成されており、燃料油、基礎化学品、

高機能材、電力・再生可能エネルギー、資源の5つのセグメントの事業を、グローバルに展開しています（2021年3月末現在）。

1.1.2 経営の原点

経営の原点

人間尊重

経営の原点は、創業者の言葉を創業者の筆跡のままに掲げたものです。一世紀を超えて「人間尊重」を旨としてきた歴史の重さ、受け継いでいく思いの強さを内外に示す意図で、未来永劫変わることのない原点として改めて位置付けました。

1.1.3 企業理念

企業理念

真に働く

国・地域社会、そこに暮らす人々を想い、考えぬき、働きぬいているか。

日々自らを顧みて更なる成長を目指す。

かかる人が集い、一丸となって不可能を可能にする。

私たちは、高き理想と志を掲げ、挑み続ける。

企業理念は、「人が中心の経営」という、創業以来大切に続けてきた信念あるいは哲学を、「一人ひとりの従業員が日々心すべきこと」「会社として社会に提供する価値を約束すること」として捉え直したものです。当社らしい言葉を選びぬき、簡潔に表現しました。

1.2 出光グループのサステナビリティ

1.2.1 サステナビリティ方針

私たちは、「責任ある変革者」として、「地球と暮らしを守る」「地域のつながりを支える」「技術の力で社会実装する」という3つの責任を、事業活動を通じて果たしていく所存です。

当社グループは、適切に情報開示を行い、ステークホルダーとの真摯な対話・協働に努め、以下の重点方針のもと、企業価値向上と持続可能な企業体を目指してまいります。

環境

- ・ エネルギーと素材の安定供給という社会的使命を果たしつつ、自社のみならず社会のカーボンニュートラル実現に向けて挑み続けます。
- ・ 革新的技術開発を進め、事業活動による環境リスクを予め低減し、自然環境の保全と循環型社会の実現に貢献します。

社会

- ・ すべての判断や行動において人権の尊重を最優先し、事業活動における人権への負の影響の防止と軽減に努めます。

- ・ ダイバーシティ & インクルージョン施策の推進により、多彩な能力を生かし企業としての成長を図るとともに、包摂的な社会の実現に貢献します。
- ・ パートナーの皆様と一体となって、サプライチェーン全体で持続可能な社会の実現に貢献します。
- ・ 自社の経営資源を最大限に活用し、地域社会に寄り添ったソリューションの共創に取り組みます。

ガバナンス

- ・ 取締役会における審議の充実を図り、継続的に実効性向上に取り組みます。
- ・ 環境・人権・労働・安全・腐敗防止等に関する国際規範を遵守します。
- ・ 公正かつ誠実な経営を行い、当社にとっての重要なリスクを特定した上で、適切なリスクマネジメントを実施します。

1.2.2 サステナビリティ推進体制

当社は、サステナビリティの視点を踏まえた経営を実践するため、専任組織であるサステナビリティ戦略室を設置しています。サステナビリティ戦略室は、気候変動や人権などのESGの課題に対して部門横断的に関与し、総括を行っています。

ESGの各課題は主管部門が推進し、その進捗状況は、ESG管掌取締役を通じ、経営委員会で報告されます。経営委員会ではサステナビリティに関連する重要な方針や施策について議論し、その内容は社長に報告され、必要に応じて取締役会に報告されています。

このマネジメント体制の下、環境課題、社会課題の解決に貢献するとともに、企業の持続的成長に取り組んでいます。



1.3 重要課題（マテリアリティ）と特定プロセス

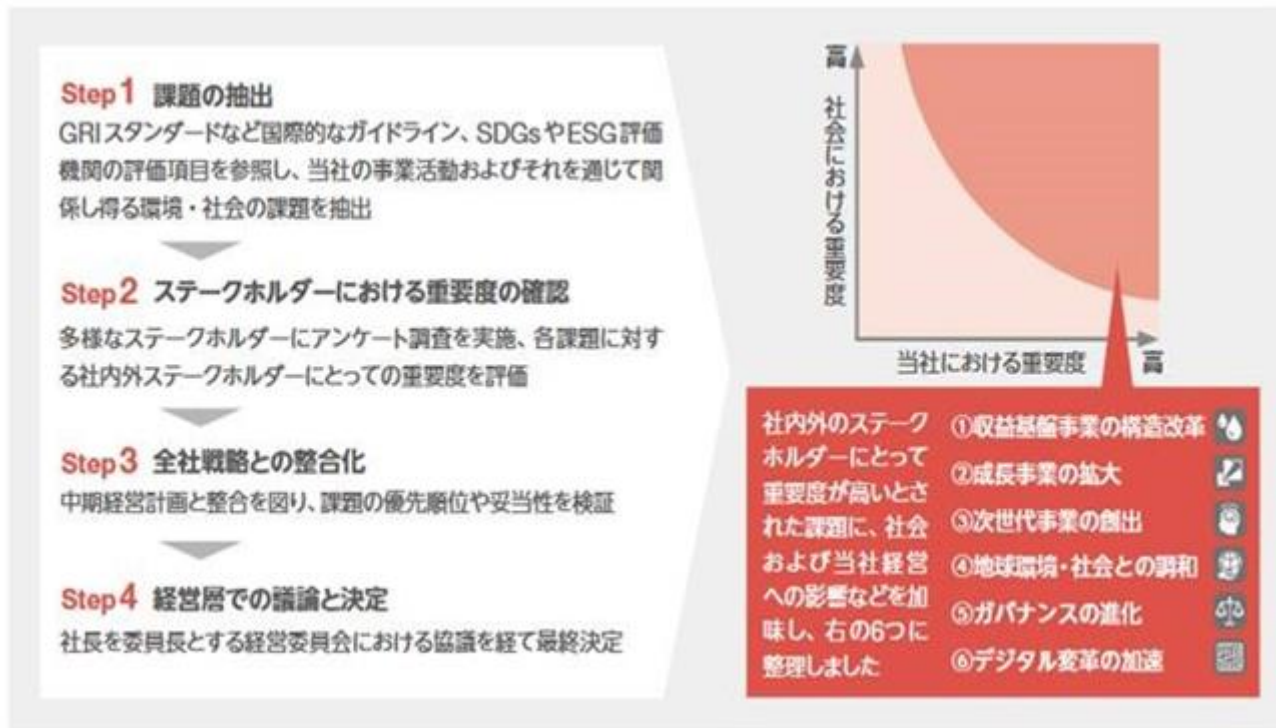
1.3.1 重要課題（マテリアリティ）

当社グループは、事業を通じて社会に貢献することを大切にしています。社会発展に貢献しながら、人々のライフラインを支えるエネルギーを供給し続けることが使命です。昨今、エネルギー利用における環境負荷が大きな社会課題となっており、当社グループにとって、地球環境・社会との調和は重要かつ喫緊のテーマと認識しています。そこで、長期的視野の下、当社グループが中期経営計画期間中に優先的に取り組むべき重要課題（マテリアリティ）を特定しました。グループ一丸となって、マテリアリティの解決を図っていくことで、地球環境・社会と当社グループの持続的発展を目指していきます。

マテリアリティ	主要な取り組み	関連する主なSDGs
<p>収益基盤事業の構造改革</p> <p>燃料油、化学品を中心とする収益基盤事業にて、パートナーと協働して強固なサプライチェーンを構築し、更なる安定性と競争力の強化を実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■燃料油事業の収益追求（統合シナジーの最大化、製油所信頼性の向上） ■ニソン製油所の事業基盤強化 ■環太平洋サプライチェーンを生かした成長するアジア需要の取り込み ■東南アジアガス開発 	
<p>成長事業の拡大</p> <p>世の中での必要性が高まる高機能材、再生可能エネルギーなど成長分野における研究開発を強化し、事業規模・領域を拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■事業規模・領域拡大（中計期間のM&A 1,000億円規模） ■高機能材事業営業利益比率 2030年30%へ ■海外再生可能エネルギーなどの総電源開発量 2030年5GWへ（うち4GWは再生可能エネルギー） ■ソーラー事業の業態転換 ■ブラックペレット（バイオマス燃料）の開発 ■オープンイノベーションを活用した高機能材の開発強化 	
<p>次世代事業の創出</p> <p>組織の枠組みを超えた技術革新・イノベーションを加速し、将来を見据えた新たな事業を創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■社会の変化、顧客ニーズの多様化、環境負荷低減などを見据えた新たな事業の創出 ■SSの次世代業態開発 ■分散型エネルギー事業開発 ■サーキュラービジネス 	
<p>地球環境・社会との調和</p> <p>気候変動リスクなどを踏まえ、低炭素社会・循環型社会の実現に向けた方策を推進、かつビジネスパートナー、地域、従業員とのパートナーシップの下でダイバーシティ&インクルージョンも推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■GHG削減の取り組み（2030年度：2017年度比 ▲400万t-CO₂） ■当社グループが事業を展開するエリアへの貢献 ■ダイバーシティ&インクルージョンの実践 ■従業員の働きがい向上 ■SDGsの啓発活動 	
<p>ガバナンスの進化</p> <p>ガバナンス機能の強化を進め、株主をはじめ全てのステークホルダーの信頼を保持</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■取締役会の役割機能強化 	
<p>デジタル変革の加速</p> <p>進化するデジタル技術を駆使し、これまでの事業プロセスおよび経営を変革し、事業環境や顧客のニーズに即応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■デジタル技術の活用による新たな価値創造 	

1.3.2 特定プロセス

当社では、多様なステークホルダーの皆さまと共に新たな価値創造に挑戦し続けるために、優先的に取り組むべきことを長期的な視野で環境・社会の課題も踏まえて検討し、上記6つの重要課題（マテリアリティ）を特定しました。マテリアリティは、全社戦略・部門戦略に結び付いており、中期経営計画における重要課題へつながっています。



1.4 環境に関する考え方

当社グループは、経済と環境が調和した持続的発展が可能な社会の構築に貢献するために、エネルギー使用の効率化などをはじめとした事業活動による環境負荷の低減に取り組んでいます。経営資源を適切に配分・活用し、地球温暖化などの環境問題を解決するための先進的な取り組みを積極的に推進し、地球環境の保護に努めています。全ての事業において地球規模および地域の環境保全を重要かつ優先すべき価値判断の基準とする方針を定めて、事業活動を遂行しています。

環境保全の方針

- ① 漏洩、汚染の予防に努め、環境保全に貢献する。
- ② 地球温暖化防止に積極的に貢献し、事業活動で排出する温室効果ガスの削減に努める。
- ③ 全ての業務で、資源の有効利用を図る。
- ④ 資材、工事、サービスなどの購入に際してグリーン調達を推進する。
- ⑤ 生物多様性の重要性を認識し、その維持に積極的に貢献する。
- ⑥ より良い環境を作り出す技術、商品の開発・普及に努める。
- ⑦ 年度基本方針を踏まえて環境目標を設定し、自組織内外の力を結集して、その達成に努める。
- ⑧ 環境パフォーマンスを向上させるため、環境マネジメントシステムの継続的な改善を図る。
- ⑨ 積極的な環境情報の開示により、社外とのコミュニケーションを促進し、企業の信頼性確保と企業価値の向上に努める。

1.5 サプライチェーン全体での持続可能な社会の実現に向けた取り組み

1.5.1 サステナブル調達の考え方

当社では、適正な調達倫理に基づいた公平公正な調達を行うとともに、ビジネス競争力向上に貢献し、全てのステークホルダーに対し誠実な経営を行い、社会と企業の持続的発展を目指しています。この目的を達成するために調達基本方針ならびに調達活動に関する一般規程を定めています。具体的には当社の業務に必要な資材、工事およびサービスを購入または借入する際の調達取引先の選定方針を定め、調達取引先に当社の調達活動に関する方針を理解していただくことにより、サプライチェーン全体で持続可能な社会の実現に貢献することを目指しています。

1.5.2 サステナブル調達ガイドラインについて

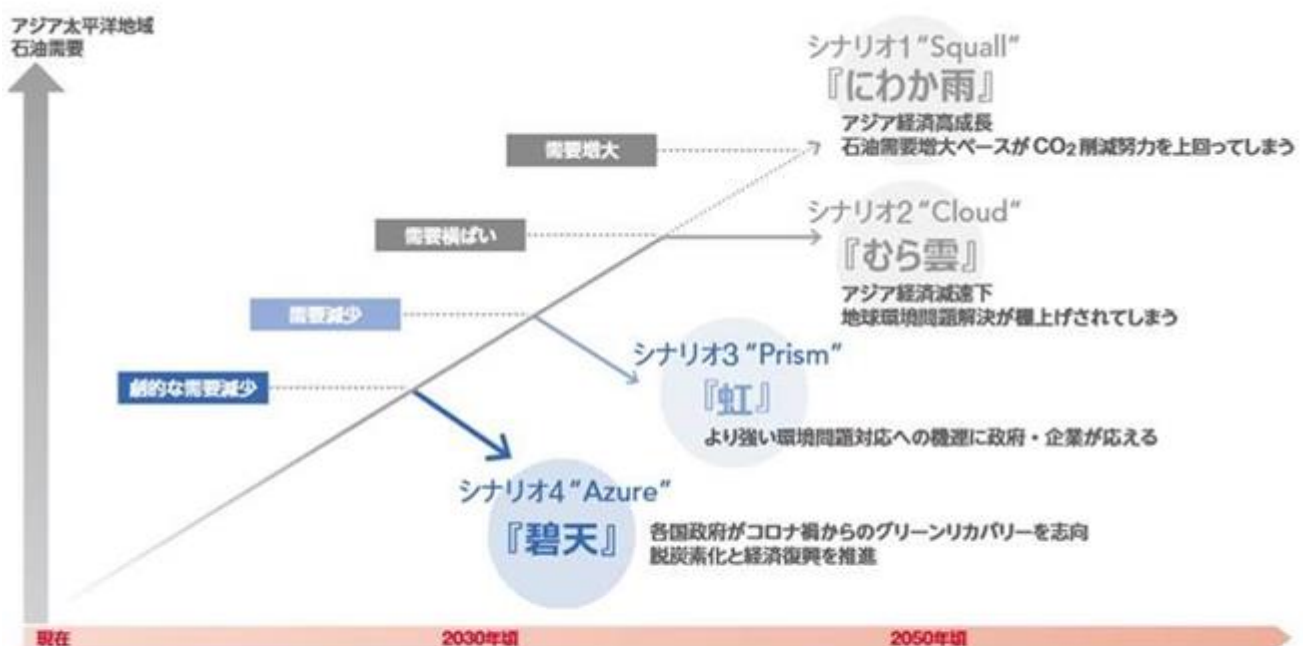
企業を取り巻く環境は多様化しており、持続的発展を達成するためには一企業だけではなく、サプライチェーン全体を通じて社会的責任を果たすよう、各企業が積極的に取り組んでいくことが期待されています。当社グループは、企業理念および行動指針に基づき調達基本方針を定め、高潔な倫理観に基づく調達活動を通じサプライチェーン全体で「持続的発

展が可能な社会」を取引先と共創します。この責任を果たすべく、国際規格ISO26000（社会的責任に関する手引）およびISO20400（サステナブル調達に関する手引）と、SDGs（持続可能な開発目標）、国連グローバル・コンパクトの10原則を参考に、組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、社会貢献の観点から、独自のサステナブル調達ガイドラインを策定しました。取引先とサステナビリティに関する取り組み状況について情報交換を行い、相互のレベルアップに努めています。

1.6 2050年に向けた長期事業環境想定

2021年、中期経営計画の見直しを実施しました。前回の2019年の中期経営計画策定時には、計画の前提を「虹」シナリオとしました。しかしながら、「虹」シナリオは、パリ協定の2 目標を満たすものではありません。このため、現在の脱炭素化の潮流が世界的に著しく加速しようとしている様相を踏まえると、当社は、今回、パリ協定の2 目標を満たす「碧天」シナリオの可能性を強く認識し、事業を行っていくことにしました。「碧天」シナリオは、世界各国が連帯して行動を開始し、足元からエネルギーシステムの構造転換が進み始めることで、今世紀末の温度上昇を2 未満に抑えることができるシナリオです。「碧天」シナリオでは、例えば、アジア太平洋域内の化石燃料は2025年にピークアウトし、国内化石燃料需要は2019年比で、2030年に3割減、2040年に6割減、2050年に8割減と見込んでいます。

■ 2050年に向けた長期エネルギー事業環境シナリオ

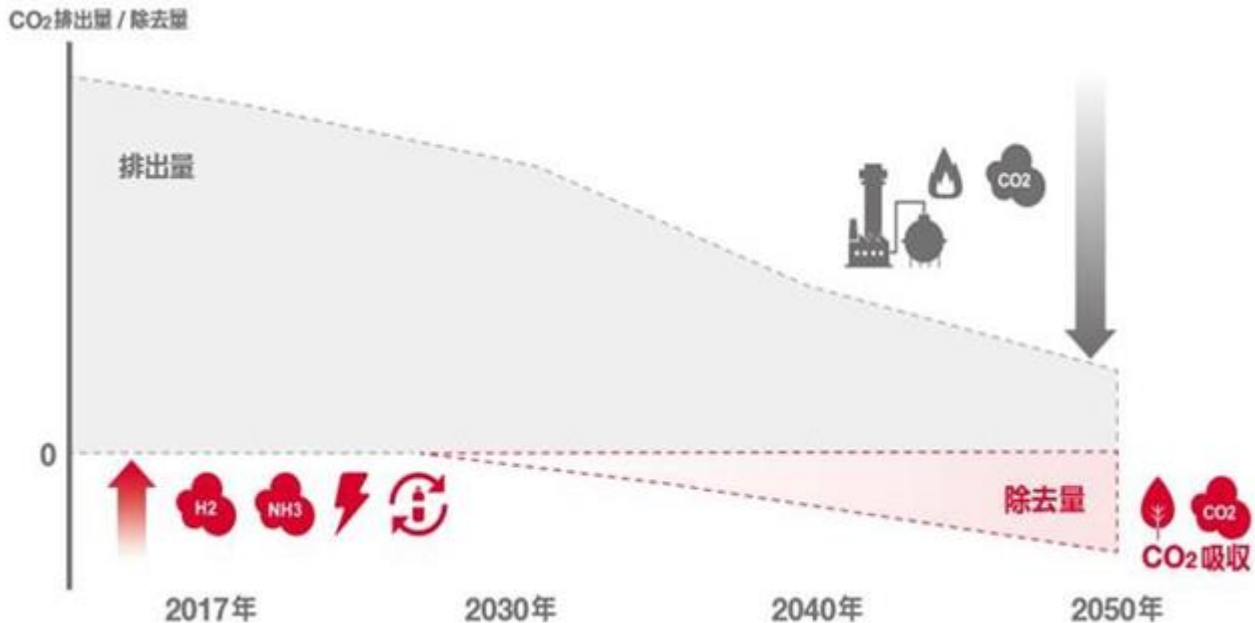


事業環境4シナリオは当社独自のシナリオですが、各シナリオに類似する他機関のシナリオとしては、以下が挙げられます。

- にわか雨：IEA（国際エネルギー機関）Current Policies Scenario（現行政策シナリオ）
- むら雲：IEA Stated Policies Scenario（公表政策シナリオ）
- 虹：IEA Stated Policies ScenarioとSustainable Development Scenarioの中間
- 碧天：IEA Sustainable Development Scenario（持続可能な開発シナリオ）

1.7 カーボンニュートラルへの取り組み

当社は、2050年までに、自社操業に伴う排出量（Scope1+2）のカーボンニュートラル（=CO₂ 排出量ネットゼロ）を目指します。また2030年度の経営目標には、2017年度比でCO₂ 削減量（Scope1+2）を 400万tを含めております。



カーボンニュートラル社会実現に向けた取り組み

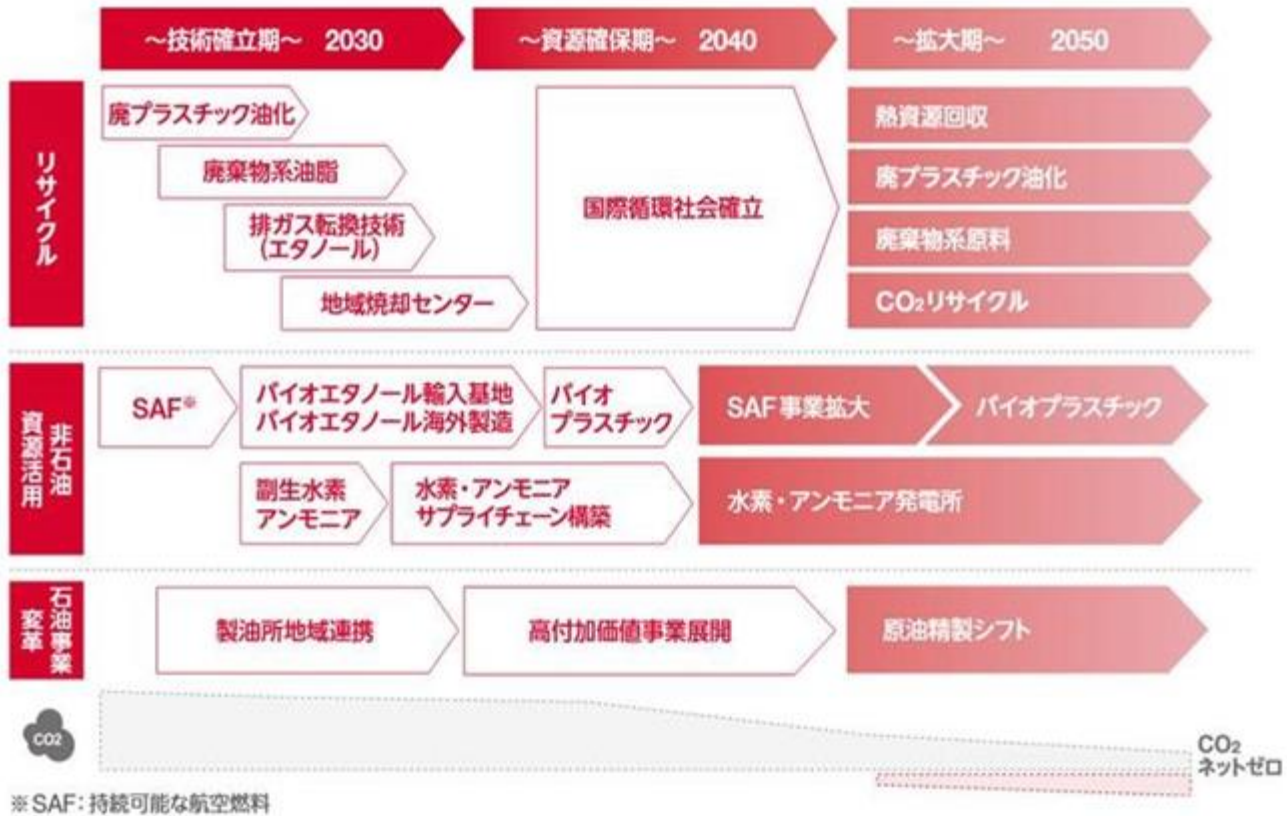
カーボンニュートラル社会の実現に向け、お客さま・社会が必要とするエネルギー・素材の供給を、既存事業領域の強化拡大と新規事業領域の早期確立の両面から進めます。並行して製油所・事業所を下記6つの機能を備えた新たな拠点（低炭素・資源循環エネルギーハブ）と位置付けるCNX（Carbon Neutral Transformation）構想の具現化に向けたアクションを推進します。

地域、環境との共創で、カーボンニュートラルな循環型社会を創造する。



カーボンニュートラルに向けたトランジションプラン

カーボンニュートラル実現に向けて、当社は、「リサイクル」「非石油資源活用」「石油事業変革」の切り口で、以下に示すトランジションプランを描いております。これら取り組みについては、地域および他社との連携、有識者および国からのサポートを受けながら、活動を展開しています。



1.8 2030年ビジョン

当社は、「責任ある変革者」を2030年ビジョンとして掲げ、カーボンニュートラル・循環型社会へのエネルギー・マテリアルトランジション、高齢化社会を見据えた次世代モビリティ&コミュニティ、これらの課題解決を可能にする先進マテリアル、以上の事業ドメインで以下の3つの責任を果たしていきます。

エネルギーの安定供給とともに社会課題の解決に貢献することが当社の責務と認識。

私たちは、**責任ある変革者**

Your Reliable Partner for a Brighter Future

を2030年ビジョンとして掲げ、

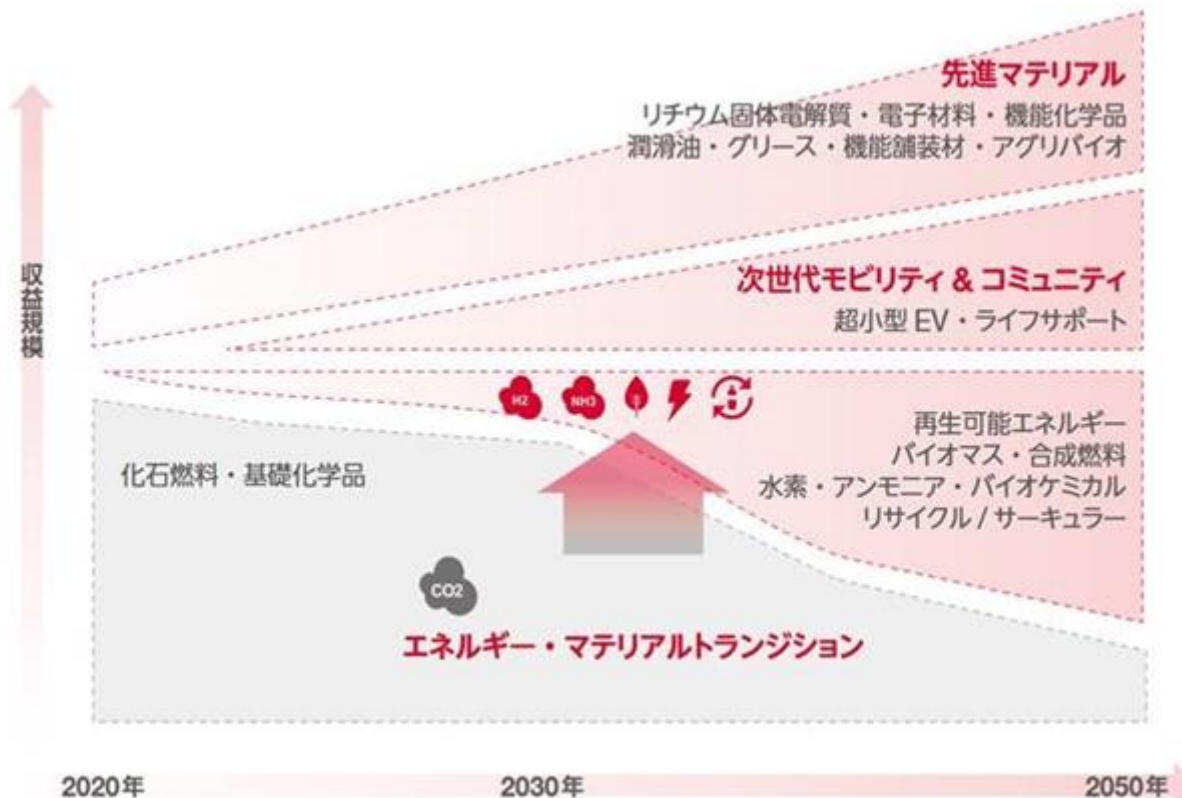
- 地球と暮らしを守る責任：カーボンニュートラル・循環型社会へのエネルギー・マテリアルトランジション
- 地域のつながりを支える責任：高齢化社会を見据えた次世代モビリティ&コミュニティ
- 技術の力で社会実装する責任：これらの課題解決を可能にする先進マテリアル

3つの責任を事業活動を通じて果たしていく。

事業戦略

燃料油・ 基礎化学品	<ul style="list-style-type: none"> ■ apollostation の「スマートよろずや」化 ■ 製油所・事業所体制の見直し、コンビナート全体での「CNX*センター」化 ■ 需要減に先んじた固定費圧縮 ■ 精製/化学のインテグレーション深化 ■ ニソン製油所の収益貢献化 	※ CNX: Carbon Neutral Transformation
高機能材	<ul style="list-style-type: none"> ■ リチウム固体電解質の事業化 ■ 電子材料・機能化学品・潤滑油・グリース・機能舗装材・アグリバイオ等 先進マテリアルの開発加速 	
電力・ 再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 太陽光・風力・バイオマスの再生可能エネルギー電源開発拡大 ■ 再生可能エネルギーを核とした分散型エネルギー事業の展開 ■ ソーラーフロンティアのシステムインテグレーターへの業態転換 	
資源	<ul style="list-style-type: none"> ■ 石油開発: 東南アジアガス開発へのシフト、開発技術を活用した CCS への取り組み ■ 石炭: 鉱山生産規模縮小、低炭素ソリューション事業へのシフト(ブラックペレット・アンモニア) ■ 国内外での地熱事業拡大 	

将来に向けた事業ポートフォリオ転換

1.9 CO₂削減目標値（Scope1+2）とモニタリング指標（対象Scope1、2、3）

CO₂削減を考える際には、環境面への貢献だけでは不十分と認識しています。環境貢献と同時に、将来の低炭素社会への移行を見据えた、より低炭素なエネルギーを供給するという社会面への貢献、ならびに事業ポートフォリオの転換を図りつつ収益を確保し企業としてのレジリエンスを高めるという経済面への貢献も重要だと考えています。こうした考えに立ち、当社グループでは次の3つの指標にてCO₂削減の取り組みを評価、管理する仕組みとしています。なお、各指標の数値集計対象バウンダリーは、「本体+連結子会社」を基本としつつ、指標（目標値）に関しては、「グループ関係会社」も含んでおります。

指標 1 目標値 … 環境への貢献
 自社操業 (Scope1+2) に伴うCO₂排出量の削減

指標 2 モニタリング指標 … 社会への貢献
 Scope3も含めた、エネルギー供給単位当たりのCO₂削減

指標 3 モニタリング指標 … 経済への貢献
 Scope3も含めた、CO₂排出量当たりの収益レベル

CO₂削減目標値 (Scope1 + 2)

指標1 CO₂削減目標値 (Scope1 + 2)

当社は、2050年までに、自社操業に伴う排出量 (Scope1 + 2) のカーボンニュートラル (= CO₂排出量ネットゼロ) を目指すこととし、その通過点として、2030年度までのCO₂排出削減目標を関係会社を含む当社グループ全体を対象範囲に広げ、400万tにしました。化石燃料を主に取り扱う当社においてCO₂削減は最重要課題との認識の下、目標達成に向けて取り組んでいきます。

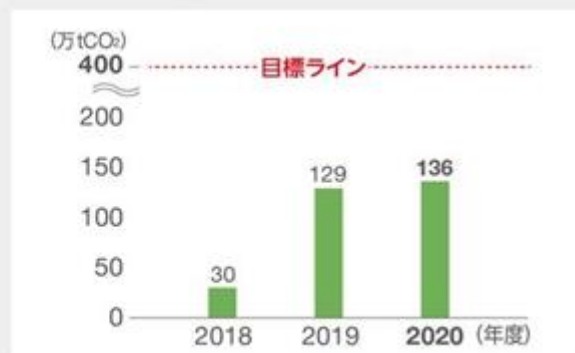
2030年目標値：▲400万t-CO₂ (2017年比) 範囲：「本体+連結子会社」に「グループ関係会社」を含む

(計算式) = 目標年のCO₂排出量 (Scope1 + 2) - 基準年のCO₂排出量 (Scope1 + 2)

2020年度実績：▲136万t-CO₂ (2017年比)

2020年度は、製油所・工場における省エネ活動による削減量が▲30万t、需給計画減少要因による製油所稼働低下に伴うCO₂排出削減量が▲106万tとなりました。

CO₂削減量 (Scope1 + 2)



モニタリング指標 (対象Scope1、2、3)

指標2 供給エネルギー低炭素度

(エネルギー企業として、社会に供給する「エネルギー単位量当たりのCO₂発生量」をどれだけ低く抑制できるかを表す指標)

2050年目安：▲30% (2017年比)

(計算式) =
$$\frac{\text{CO}_2\text{排出量 (Scope1+2+3)} - \text{CO}_2\text{削減貢献量}^{\ast}}{\text{社会に供給しているエネルギー量}}$$

2020年度実績：+0.2% (2017年比)

2020年度は、2017年度比、エネルギーの構成比率の変化より、+0.2%となりました。

(社会動向を踏まえ、目安レベルを随時見直す予定)

指標3 全社収益の炭素脱却度

(企業全体として排出している「CO₂単位量当たりの収益レベル」をいかに引き上げているかを表す指標)

(計算式) =
$$\frac{\text{収益}}{\text{CO}_2\text{排出量 (Scope1+2+3)} - \text{CO}_2\text{削減貢献量}^{\ast}}$$

本指標は目安値を現時点では定めておらず、社内指標として取り扱っております。

※1 バリューチェーン全体を通じたCO₂削減貢献量

※2 Scope3：対象は「カテゴリ11：販売した製品の使用により排出されるCO₂」

（ ）削減貢献量

当社がGHG削減に貢献（化石燃料消費を抑制）する新たな製品・サービスを社会に導入する場合、その削減量は、当該製品・サービスの利用者の化石燃料仕入元が、(a)当社の場合は、当社のScope3排出量の減として、(b)他社の場合は、他社の排出量削減への貢献（削減貢献量）の増として、それぞれ別の形で計上されることになるが、両者は共に地球規模でのGHG削減貢献という観点では同等であるため、当社は指標、の数値算定において、Scope3排出量の他、削減貢献量という考え方も用いている。

バリューチェーンを通じたCO₂削減貢献

バリューチェーン全体を通じて、地球規模でのCO₂削減に取り組んでいきたいと考えており、下記7つの領域において、今後も事業活動を通じたCO₂削減貢献を推進していきます。

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------|
| 1. バリューチェーン全体でのCO ₂ 排出量の削減 | 5. バイオマス燃料の供給拡大 |
| 2. 省エネルギー・消費電力ゼロエミッション化の推進 | 6. 再生可能エネルギー拡大に向けた他社との協働 |
| 3. 環境配慮型商品・サービスの提供 | 7. 革新的技術の開発・社会実装 |
| 4. 再生可能エネルギー発電の拡大 | |

なお、エネルギー・素材の供給メーカーとして、現行の原油を起点としたバリューチェーンから、より低炭素な原料（バイオマスやCO₂フリーアンモニア/水素等）を起点とするバリューチェーンにシフトさせていくことで、エネルギー・素材の安定供給という社会的使命を果たしつつ、バリューチェーン全体でのCO₂排出量低減を図っていくことが重要と考えています。

1.10 外部イニシアティブへの参加

SDGs（持続可能な開発目標）達成への取り組み

従業員一人ひとりがSDGsを通じた社会課題に対する意識を醸成することで、事業活動と社会課題のつながりをおのずと意識し、今後の全社戦略および具体的な施策を検討していく際に、SDGsの考え方も反映されるよう理解浸透を進めています。当社グループの従業員一人ひとりが、SDGsを基に、社会課題を自分事化し積極的に解決に取り組むための啓発活動を行っています。

国連グローバル・コンパクトへの参加

当社は2019年7月、国連グローバル・コンパクトの支持を表明しました。併せてグローバル・コンパクト・ネットワークジャパン（GCNJ）に加入しました。

気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）

当社は2020年2月、TCFD提言に賛同し、署名しました。当社グループはTCFD提言に沿った形で情報開示を行っています。情報開示のフレームワークを通じて事業における気候変動のリスクと機会を的確に捉え、ステークホルダーへの情報開示を積極的に行っています。

経団連「チャレンジ・ゼロ」への参画

当社は、一般社団法人日本経済団体連合会（以下、経団連）が日本政府と連携し、気候変動対策の国際的枠組み「パリ協定」が長期的なゴールと位置付ける「脱炭素社会」の実現に向け、企業・団体がチャレンジするイノベーションのアクションを、国内外に力強く発信し、後押ししていく新たなイニシアティブに参加しています。

CCS実証試験事業への協力

経済産業省、NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）が日本CCS調査㈱に委託して北海道苫小牧市で実施している「CCS実証試験事業」に協力してきました。CCSとは、発電所などから出る排気ガスに含まれるCO₂を大気に放出する前に回収し、地中深くに圧入して封じ込める技術です。当社は2016年4月から実証試験事業で使用するCO₂を含むガスを北海道製油所から供給するなどの協力をしてきました。2019年11月に当初目標としていた累計CO₂圧入量30万tを達成しました。現在は圧入を停止し、漏えいなどのモニタリングを行っている状況です。

カーボンリサイクル技術ロードマップ検討会への参画

経済産業省が設置した「カーボンリサイクル技術ロードマップ検討会」に参画しました。当検討会は、カーボンリサイクルの技術開発を効果的かつ迅速に進めていくことを目的に設置されました。なお、2019年6月にロードマップが取りまとめられました。

1.11 グリーン/トランジションボンドの発行意義

当社のトランジションへ向けた取り組みは、日本政府の2050年カーボンニュートラル宣言やエネルギー基本計画、また「『トランジションファイナンス』に関する石油分野におけるロードマップ」（経済産業省）のほか、「『トランジショ

ンファイナンス』に関する化学分野における技術ロードマップ」（経済産業省）・「電力分野のトランジション・ロードマップ」（経済産業省）・「航空の脱炭素化推進に係る工程表」（国土交通省）に合致するものと考えています。

当社は、エネルギーの安定供給とともに社会課題の解決に貢献することが責務と認識しており、グリーン/トランジションボンド発行をトランジションプランの着実な推進とカーボンニュートラルの実現に向けた資金調達と位置付けると同時に、ステークホルダーの皆様に対し改めて当社の取り組みを発信する契機となるものと考えています。

なお、当社のエネルギー事業環境シナリオや中期経営計画などの長期的な戦略については、前提としていた外部環境等に大きな変化が生じた場合は、随時見直しを行う予定です。

<トランジション4要素との整合性>

トランジション・ファイナンスの4要素	該当セクション
1. 発行体のクライメート・トランジション戦略とガバナンス	1.1、1.2、1.3、1.4、1.5、1.6、1.7、1.8、1.9、1.10、1.11 2.1、2.3
2. ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ	1.3、1.4、1.5、1.6、1.7、1.8、1.9、1.10、1.11 2.1、2.2、2.3
3. 科学的根拠のあるクライメート・トランジション戦略	1.6、1.7、1.8、1.9、1.11 2.4
4. 実行の透明性	1.2、1.3、1.5、1.6、1.7、1.8、1.9、1.11 2.1、2.2、2.3、2.4、2.5

2. グリーン/トランジションボンド・フレームワーク

2.1 調達資金の使途

2.1.1 適格クライテリア

グリーン/トランジションボンドで調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たすプロジェクト（適格プロジェクト）に関連する新規支出、および既存支出のリファイナンスへ充当します。既存支出へ充当する場合は、グリーン/トランジションボンド発行から3年以内に実施した支出に限ります。なお、発行するボンドに応じて、以下のプロジェクトカテゴリへの資金充当を行います。

グリーンボンド： グリーン/トランジションプロジェクト

トランジションボンド： グリーン/トランジションプロジェクトおよび/またはトランジションプロジェクト

グリーン/トランジションプロジェクト

プロジェクトカテゴリ	適格クライテリア	SDGsとの整合性
電力・再生可能エネルギー グリーンボンド原則： 再生可能エネルギー （環境目的：気候変動の緩和）	再生可能エネルギー（バイオマス・地熱・太陽光・風力）発電設備の開発、建設、運営、改修その他関連支出に関するプロジェクト	7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9.産業と技術革新の基盤をつくろう 11.住み続けられるまちづくりを 13.気候変動に具体的な対策を
分散型エネルギー グリーンボンド原則： 再生可能エネルギー 省エネルギー （環境目的：気候変動の緩和）	分散型エネルギーに関する設備の開発、建設、運営、改修その他関連支出に関するプロジェクト	7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9.産業と技術革新の基盤をつくろう 11.住み続けられるまちづくりを 13.気候変動に具体的な対策を
高機能材製品の開発 グリーンボンド原則： クリーンな輸送 （環境目的：気候変動の緩和）	リチウム固体電解質の開発、生産、研究開発その他関連支出に関するプロジェクト（電気自動車（EV））	7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9.産業と技術革新の基盤をつくろう 11.住み続けられるまちづくりを 13.気候変動に具体的な対策を

CNXセンター化 グリーンボンド原則： 環境効率のよい製品、技術、プロセス (環境目的：気候変動の緩和)	廃プラリサイクルチェーン構築（化学品の製造）に関するプロジェクト	8.働きがいも経済成長も 11.住み続けられるまちづくりを 12.つくる責任つかう責任
	サーキュラービジネスの開発・推進に関するプロジェクト	8.働きがいも経済成長も 11.住み続けられるまちづくりを 12.つくる責任つかう責任

トランジションプロジェクト

プロジェクトカテゴリ	適格クライテリア	SDGsとの整合性
スマートよるずや関連	超小型EVの製造・販売に関するプロジェクト	7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9.産業と技術革新の基盤をつくろう 11.住み続けられるまちづくりを 13.気候変動に具体的な対策を
	MaaSサービスに関するプロジェクト	7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9.産業と技術革新の基盤をつくろう 11.住み続けられるまちづくりを
	サービスステーション物流拠点・無人配送・ドローン農業散布・デイサービス等に関するプロジェクト	3.すべての人に健康と福祉を 7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9.産業と技術革新の基盤をつくろう 11.住み続けられるまちづくりを 13.気候変動に具体的な対策を
CNXセンター化	SAF（持続可能な航空燃料）の製造・供給に関するプロジェクト	7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9.産業と技術革新の基盤をつくろう 13.気候変動に具体的な対策を
	発電・産業部門のCO2フリーアンモニアサプライチェーン構築に関するプロジェクト	7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9.産業と技術革新の基盤をつくろう 13.気候変動に具体的な対策を
石炭火力発電に対する低炭素ソリューション	ブラックペレットの製造・販売・研究開発に関するプロジェクト（混焼比率の向上、専焼も見据える）	7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9.産業と技術革新の基盤をつくろう 13.気候変動に具体的な対策を
省エネルギー	製油所・事業所における省エネ投資に関するプロジェクト	7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9.産業と技術革新の基盤をつくろう 13.気候変動に具体的な対策を

2.1.2 除外クライテリア

グリーン/トランジションボンドで調達された資金は、下記に関連するプロジェクトには充当しません。

- ・所在国の法令を遵守していない不公正な取引、贈収賄、腐敗、恐喝、横領等の不適切な関係
- ・人権、環境等社会問題を引き起こす原因となり得る取引

2.2 プロジェクトの評価と選定のプロセス

適格プロジェクトは、当社経理財務部にて選定の上、経理財務部長が決定しています。当該プロジェクトについては、当社の投融資委員会にて、事業計画・経済性評価と合わせ、自然環境リスク、社会課題リスクを含む諸リスクを総合的に分析・検討し、投資を決定しています。

2.3 調達資金の管理

当社ではグリーン/トランジションボンドの発行による手取り金について、全額が充当されるまで年次で、当社経理財務部が内部管理システムを用いて調達資金の充当状況を管理します。調達資金は発行から3年以内に適格プロジェクトへ充当予定です。また、グリーン/トランジションボンドの手取り金の全額が充当されるまでの間は、現金または現金同等物にて管理されます。

2.4 発行体によるレポート

2.4.1 資金充当状況レポート

当社は、適格プロジェクトに調達資金が全額充当されるまで、資金の充当状況を年次でウェブサイト上に公表します。開示内容は、プロジェクトカテゴリ単位での資金充当額、調達資金の未充当資金額、および調達資金の充当額のうち既存の支出として充当された金額です。

なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じる等の重要な事象が生じた場合は、適時に開示します。

2.4.2 インパクト・レポート

当社は、グリーン/トランジションボンドの調達資金が充当されるまでの間、適格プロジェクト毎に、プロジェクト概要および以下の指標を当社ウェブサイトにてレポートします。

なおトランジションプロジェクトについては、実務上可能な範囲で、定量的なレポート事項の追加を検討します。

グリーン/トランジションプロジェクト

プロジェクトカテゴリ	適格クライテリア	レポート事項
電力・再生可能エネルギー	再生可能エネルギー（バイオマス・地熱・太陽光・風力）発電設備の開発、建設、運営、改修その他関連支出に関するプロジェクト	・設備容量（MW） ・発電実績（kwh） ・CO ₂ 削減量/削減貢献量（t-CO ₂ ）
分散型エネルギー	分散型エネルギーに関する設備の開発、建設、運営、改修その他関連支出に関するプロジェクト	・CO ₂ 削減量/削減貢献量（t-CO ₂ ） ・プロジェクト進捗状況
高機能材製品の開発	リチウム固体電解質の開発、生産、研究開発その他関連支出に関するプロジェクト（電気自動車（EV））	・プロジェクト進捗状況
CNXセンター化	廃プラリサイクルチェーン構築（化学品の製造）に関するプロジェクト	・プロジェクト進捗状況
	サーキュラービジネスの開発・推進に関するプロジェクト	・プロジェクト進捗状況

トランジションプロジェクト

プロジェクトカテゴリ	適格クライテリア	レポート事項
スマートよるずや関連	超小型EVの製造・販売に関するプロジェクト	・プロジェクト進捗状況
	MaaSサービスに関するプロジェクト	・プロジェクト進捗状況
	サービスステーション物流拠点・無人配送・ドローン農薬散布・デイサービス等に関するプロジェクト	・プロジェクト進捗状況
CNXセンター化	SAF（持続可能な航空燃料）の製造・供給に関するプロジェクト	・製品生産量（KL） ・CO ₂ 削減量/削減貢献量（t-CO ₂ ） ・プロジェクト進捗状況
	発電・産業部門のCO ₂ フリーアンモニアサプライチェーン構築に関するプロジェクト	・プロジェクト進捗状況
石炭火力発電に対する低炭素ソリューション	ブラックペレットの製造・販売・研究開発に関するプロジェクト（混焼比率の向上、専焼も見据える）	・CO ₂ 削減量/削減貢献量（t-CO ₂ ） ・プロジェクト進捗状況

省エネルギー	製油所・事業所における省エネ投資に関するプロジェクト	・プロジェクト進捗状況
--------	----------------------------	-------------

2.5 外部レビュー

2.5.1 セカンド・パーティ・オピニオン

当社は、独立した外部機関であるDNVビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社より、本フレームワークと、ICMAグリーンボンド原則2021、環境省グリーンボンドガイドライン2020年版、ICMAクライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック2020、および金融庁・経済産業省・環境省クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（2021年5月版）との適合性に対するセカンド・パーティ・オピニオンを取得しております。

2.5.2 発行後レビュー

当社は、グリーン/トランジションボンド発行日から1年を経過する前に、適格プロジェクトのレポートが本フレームワークに適合しているかを評価するためのレビューを、独立した外部機関であるDNVビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社から取得致します。このレビューは、当該グリーン/トランジションボンド調達資金が全額充当されるまで、年次で行う予定です。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第107期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
2022年6月23日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2022年7月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年6月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2022年7月8日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

出光興産株式会社本店
（東京都千代田区大手町一丁目2番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。